



株式会社フライトソリューションズ  
定款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社フライトソリューションズと称し、英文では FLIGHT SOLUTIONS Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステム及びハードウェア・ソフトウェアの開発、設計、製造、販売、リース及び輸出入業務並びに保守サービス
2. コンピュータシステム及びハードウェア・ソフトウェアに関する技術支援及びコンサルティング
3. 労働者派遣事業
4. 電子商取引及び電子決済サービスに関する事業
5. 電子決済等代行業
6. クレジットカード及び電子マネーの取扱業務及び代理店業務並びに加盟店の募集代行業務
7. 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
9. 通信機器、電子機器、それらの関連・周辺機器の開発、製造、販売に関する事業
10. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 9 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、

これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式取扱規程)

- 第11条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招 集 地)

- 第13条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出

- 席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第19条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

- 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
  - 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる

場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

- 5 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (任 期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によっ

て、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会）

第33条 当社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第36条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第37条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。



(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 4 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 4 5 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 4 6 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 4 7 条 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免責に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 3 7 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 3 7 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

< 株式会社フライトソリューションズ 定款改訂履歴 >

平成 2年	5月12日	改訂 (第5条)
平成 3年	6月12日	改訂 (第2条、第3条、第5条)
平成 4年	6月19日	改訂 (第5条)
平成 7年	9月 1日	改訂 (第3条)
平成11年	7月31日	改訂 (第3条)
平成14年	10月 1日	改訂 (第1条、第2条、第5条)
平成15年	6月25日	改訂 (第1条、第2条、第5条以下第32条まで)
平成16年	6月24日	改訂 (第4条、第5条、第6条、第20条、第22条) (第4条改訂の効力発生日は平成16年8月1日)
平成16年	7月30日	改訂 (第5条)
平成17年	6月29日	改訂 (第7条)
平成18年	6月28日	改訂 (第4条以下第40条まで)
平成20年	6月26日	改訂 (第10条、第5章31条以下40条まで) (第10条改訂の効力発生日は平成20年10月1日)
平成21年	6月26日	改訂 (第6条の削除による条数の繰り上げ、第8条、第9条、第10条、第48条、第49条)
平成22年	1月 6日	改訂 (附則削除)
平成22年	6月29日	改訂 (第5条、第35条)
平成23年	6月27日	改訂 (第5条)
平成25年	6月26日	改訂 (第2条、第5条、第20条)
平成25年	10月 1日	改訂 (第1条、第2条、第5条、第7条、第8条)
平成30年	6月27日	改訂 (第2条)
令和 4年	6月28日	改訂 (第15条)
令和 5年	3月 1日	改訂 (附則削除)
令和 5年	10月 1日	改訂 (第1条、第2条)
令和 6年	6月26日	改訂 (第20条以下第47条まで)